



平成 21 年 11 月 5 日

各 位

株式会社ファルコバイオシステムズ  
京都市中京区河原町通二条上清水町 346 番地  
代表取締役社長 平崎 健治郎  
(コード番号：4671 東証・大証各第一部)  
問い合わせ先  
専務取締役企画管理本部長 安田 忠史  
電話 (075) 257-8500

## 商号変更及び決算期変更並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「商号変更」、「決算期変更」を含む「定款一部変更の件」を、平成 21 年 12 月 17 日開催予定の定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

本日付の当社開示資料「当社と株式会社示野薬局との株式交換契約締結並びに株式会社ファルココミュニケーションズとの吸収分割契約締結に関するお知らせ」において発表いたしましたとおり、①当社を分割会社、株式会社ファルココミュニケーションズを承継会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）契約及び②当社を完全親会社、株式会社示野薬局（以下、「示野薬局」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）契約を本日締結いたしました。

これに関し、本日開催の取締役会において、本吸収分割の承認に関する議案（以下、「本吸収分割議案」といいます。）及び本株式交換の承認に関する議案とともに、「商号変更」「決算期変更」を含む「定款一部変更」に関する議案を、合わせて本株主総会に付議することを決議したものであります。

## I. 商号の変更

### 1. 変更の理由

本吸収分割及び本株式交換により、当社と示野薬局は経営統合し、当社は持株会社となる予定であります。

商号変更による新社名である「ファルコ SD ホールディングス」は、当社＝「ファルコ」と示野薬局＝「SD (Simeno Drug Store)」の社名から由来しており、両社の経営統合により更なる事業拡大を目指すものであります。

## 2. 新商号

株式会社ファルコ SD ホールディングス  
(英文名 FALCO SD HOLDINGS Co., Ltd.)

## 3. 商号変更実施日

本吸収分割議案が本株主総会において承認されることを条件として、平成 22 年 3 月 21 日に効力が生じるものとします。

## II. 決算期の変更

### 1. 変更の理由

診療報酬等の改定の時期と決算期を一致させることにより、経営計画の策定の利便性の向上を図るため、当社の事業年度の末日を 3 月 31 日とする決算期の変更を行うものです。

### 2. 決算期変更の内容

現 在 毎年 9 月 20 日  
変更後 毎年 3 月 31 日

決算期変更の経過期間となる第 23 期は、平成 21 年 9 月 21 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 6 ヶ月 11 日決算となる予定であります。

## III. 定款の一部変更

### 1. 定款変更の理由

- (1) 本吸収分割及び本株式交換による当社グループの持株会社体制への移行に伴い、現行定款第 1 条（商号）の変更及び第 2 条（目的）の追加及び変更を行うものであります。
- (2) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第 23 条（代表取締役及び役付取締役）に役付取締役として、取締役副会長の追加を行うものであります。
- (3) 上記 II に記載の決算期変更により、現行定款第 39 条（事業年度）の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、現行定款第 13 条（招集の時期）、第 15 条（定時株主総会の基準日）及び第 40 条（剰余金の配当）につきましても、所要の変更を行うものであります。
- (4) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株式電子化）されました。これに伴い、現行定款のうち、株券の存在を前提とした規定、実質株主及び実質株主名簿に関する規定並びにその他関連する規定の条文、文言の削除及びその他の所要の変更を行うものであります。

- (5) 上記変更に伴う条数の変更並びにその他文言の修正を行うものであります。また、経過的な措置を定めるため、所要の規定を附則に設けるものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>株式会社ファルコバイオシステムズ</u>と称し、英文では、<u>FALCO biosystems Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 臨床検査の受託業務</p> <p>(2) 食品の成分及び安全性の分析、検査の受託業務</p> <p>(3) 環境計量測定及び化学物質の分析、測定、解析等に関する受託業務</p> <p>(4) 環境分析調査の受託業務</p> <p>(5) 環境衛生のための害鳥獣虫、植物、微生物等の防除に関する事業</p> <p>(6) 医療薬品及び臨床検査薬に関する試験の受託業務</p> <p>(7) 遺伝子解析その他の理化学分析及び医療に関する検査の研究開発</p> <p>(8) 害虫駆除のための薬剤散布機等の製造、販売に関する業務</p>	<p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>株式会社ファルコSDホールディングス</u>と称し、英文では、<u>FALCO SD HOLDINGS Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること並びに次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(9) 医療品、医薬品、医薬部外品、試薬及び臨床検査薬、化学薬品または工業薬品の輸入及び製造並びに販売に関する業務	(9) 医療品、医薬品、医薬部外品、 <u>化粧品、動物用医薬品、農業用薬品、試薬及び臨床検査薬、その他化学薬品または工業薬品の輸出入</u> 及び製造並びに販売に関する業務
(10) 毒物、劇物等の化学薬品、工業薬品の販売及び受注販売並びに管理に関する業務	(10) (現行どおり)
(新 設)	(11) <u>臨床・食品衛生検査用培地の製造及び販売</u>
(新 設)	(12) <u>食品、食品添加物、飲料品、香料、飼料、飼料添加物の販売並びに輸出入</u>
(新 設)	(13) <u>日用雑貨、衛生用品、玩具及び衣料品の販売並びに輸出入</u>
(新 設)	(14) <u>酒類、たばこの販売</u>
(11) 医療用の機器、器具、用具等の製造、販売及び賃貸並びに管理に関する業務	(15) (現行どおり)
(12) 医療用の備品、消耗品の販売及び賃貸並びに管理に関する業務	(16) (現行どおり)
(新 設)	(17) <u>臨床検査用消耗品の洗浄の請負</u>
(新 設)	(18) <u>医薬品、医薬部外品、診断薬の研究開発及び研究開発の受託並びに開発技術の特許販売</u>
(13) 被検体(血液・髄液・尿、その他人体から採取するもの)の保管業務	(19) (現行どおり)
(14) 薬局、 <u>薬店</u> の経営	(20) <u>調剤薬局の経営</u>
(新 設)	(21) <u>ドラッグストアの経営</u>
(新 設)	(22) <u>コンビニエンスストアの経営</u>
(新 設)	(23) <u>フランチャイズチェーンシステムによる調剤薬局、ドラッグストア、コンビニエンスストアの経営並びに加盟店の指導育成</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(24) 医療請求事務従事者の育成及び医療請求事務の受託</u>
(新 設)	<u>(25) 薬局の経営に関するコンサルタント業</u>
<u>(15) 介護用具、介護用品のリース及び販売</u>	<u>(26) 介護用品、介護用具、福祉用具の販売及びリース</u>
(新 設)	<u>(27) 訪問介護事業</u>
(新 設)	<u>(28) 介護保険法による福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与及び特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売並びに居宅療養管理指導の居宅サービス業</u>
<u>(16) 在宅看護に関するコンサルティング</u>	<u>(29) 在宅看護に関するコンサルタント業</u>
<u>(17) 情報処理サービス並びにコンピュータのハードウェア及びソフトウェアの開発、販売、保守に関する業務</u>	<u>(30) 各種情報処理システムに関するコンサルタント業、情報処理サービス並びにコンピュータのハードウェア及びソフトウェアの開発、設計、製作、販売、保守に関する業務の請負</u>
(新 設)	<u>(31) 各種情報処理システムに係る機器、機材、部品の販売及び配線・配管工事の施工</u>
(新 設)	<u>(32) 各種情報処理業務の運営管理業務の委託</u>
(新 設)	<u>(33) 病院・介護施設等の新設、増設等に関するコンサルタント業</u>
<u>(18) 経営管理に関する情報の提供及びコンサルティング</u>	<u>(34) 経営管理に関する情報の提供及びコンサルタント業</u>
(新 設)	<u>(35) 知的財産権の取得、維持、管理、使用許諾及び譲渡の業務</u>
(新 設)	<u>(36) グループ会社の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運用業務及びその代行業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(19) 損害保険代理店業</p> <p>(20) 生命保険の募集に関する業務</p> <p>(21) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業</p> <p>(22) 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(23) 医療産業廃棄物の収集、運搬業</p> <p>(24) 産業廃棄物の収集、運搬業</p> <p>(25) 不動産の賃貸、売買、管理 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(26) 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(37) (現行どおり)</p> <p>(38) (現行どおり)</p> <p>(39) (現行どおり)</p> <p>(40) (現行どおり)</p> <p>(41) <u>職業安定法に基づく有料職業紹介業</u></p> <p>(42) <u>一般貨物自動車運送業</u></p> <p>(43) (現行どおり)</p> <p>(44) (現行どおり)</p> <p>(45) <u>不動産の賃貸、売買、管理及び仲介業</u></p> <p>(46) <u>人事、総務、経理、法務に関する事務の代行並びにそれらに関するコンサルタント業</u></p> <p>(47) <u>経理及び財務に関する業務の受託</u></p> <p>(48) <u>給与計算及び支払いに関する業務の受託</u></p> <p>(49) <u>固定資産及びリース資産の管理に関する業務の受託</u></p> <p>(50) <u>文書等の保管、管理に関する業務の受託</u></p> <p>(51) <u>宝くじの委託販売及び支払業務</u></p> <p>(52) 前各号に附帯<u>または関連</u>する一切の業務 (削 除)</p>
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 <u>9</u> 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第 <u>10</u> 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>11</u> 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 <u>12</u> 条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 <u>8</u> 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>第 <u>9</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>10</u> 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 <u>11</u> 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集の時期)</p> <p>第 <u>13</u> 条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了の翌日から3ヵ月以内</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>第 <u>14</u> 条 (条文省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 <u>15</u> 条 当社は、<u>毎事業年度末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 <u>16</u> 条～第 <u>22</u> 条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 <u>23</u> 条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 <u>24</u> 条～第 <u>38</u> 条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 <u>39</u> 条 当社の事業年度は、毎年 <u>9月21</u>日から翌年 <u>9月20</u>日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 <u>40</u> 条 株主総会の決議により、<u>毎事業年度末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p>	<p>(招集の時期)</p> <p>第 <u>12</u> 条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>第 <u>13</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 <u>14</u> 条 当社は、<u>毎年3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第 <u>15</u> 条～第 <u>21</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 <u>22</u> 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長</u>及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 <u>23</u> 条～第 <u>37</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 <u>38</u> 条 当社の事業年度は、毎年 <u>4月1</u>日から翌年 <u>3月31</u>日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 <u>39</u> 条 株主総会の決議により、<u>毎年3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 <u>3</u> 月 <u>20</u> 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 <u>41</u> 条～第 <u>42</u> 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 <u>9</u> 月 <u>30</u> 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 <u>40</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削除する。</u></p> <p>第 <u>3</u> 条 <u>第 1 条 (商号) 及び第 2 条 (目的) は、平成 22 年 3 月 21 日に効力が発生する。</u></p> <p>第 <u>4</u> 条 <u>前条及び本条は、第 1 条 (商号) 及び第 2 条 (目的) の効力発生日である平成 22 年 3 月 21 日をもって削除する。</u></p> <p>第 <u>5</u> 条 <u>第 38 条 (事業年度) の規定にかかわらず、平成 21 年 9 月 21 日から始まる第 23 期事業年度は、平成 22 年 3 月 31 日までの 6 ヶ月 11 日間とする。</u></p> <p>第 <u>6</u> 条 <u>前条及び本条は、第 23 期事業年度終了時点においてこれを削除する。</u></p>

### 3. 定款変更の効力発生日

上記1.(1)に記載の定款変更は、本吸収分割議案が本株主総会において承認されることを条件として、平成22年3月21日に効力が生じるものとします。

### IV. 今後の見通し

決算期(事業年度の末日)変更後の第23期(平成21年9月21日～平成22年3月31日)業績予想につきましては、本日発表の「平成21年9月期決算短信」にて開示しております。

以 上